



厚生労働省

鳥取労働局

Press Release

鳥取労働局発表
平成28年7月1日（金）

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 平井 美敏
室長補佐 松村 孝也
電話 0857-29-1705

鳥取県最低賃金の改正を諮問

鳥取労働局長（内田 ^{うちだ} ^{としゆき} 敏之）は、平成28年6月30日、第498回鳥取地方最低賃金審議会において、同審議会会長（野津 ^{のつ} ^{かずのり} 和功：鳥取短期大学教授）に対して、鳥取県最低賃金の改正決定について、審議をお願いする旨の諮問を行いました。

これまでの鳥取県最低賃金額の変遷について

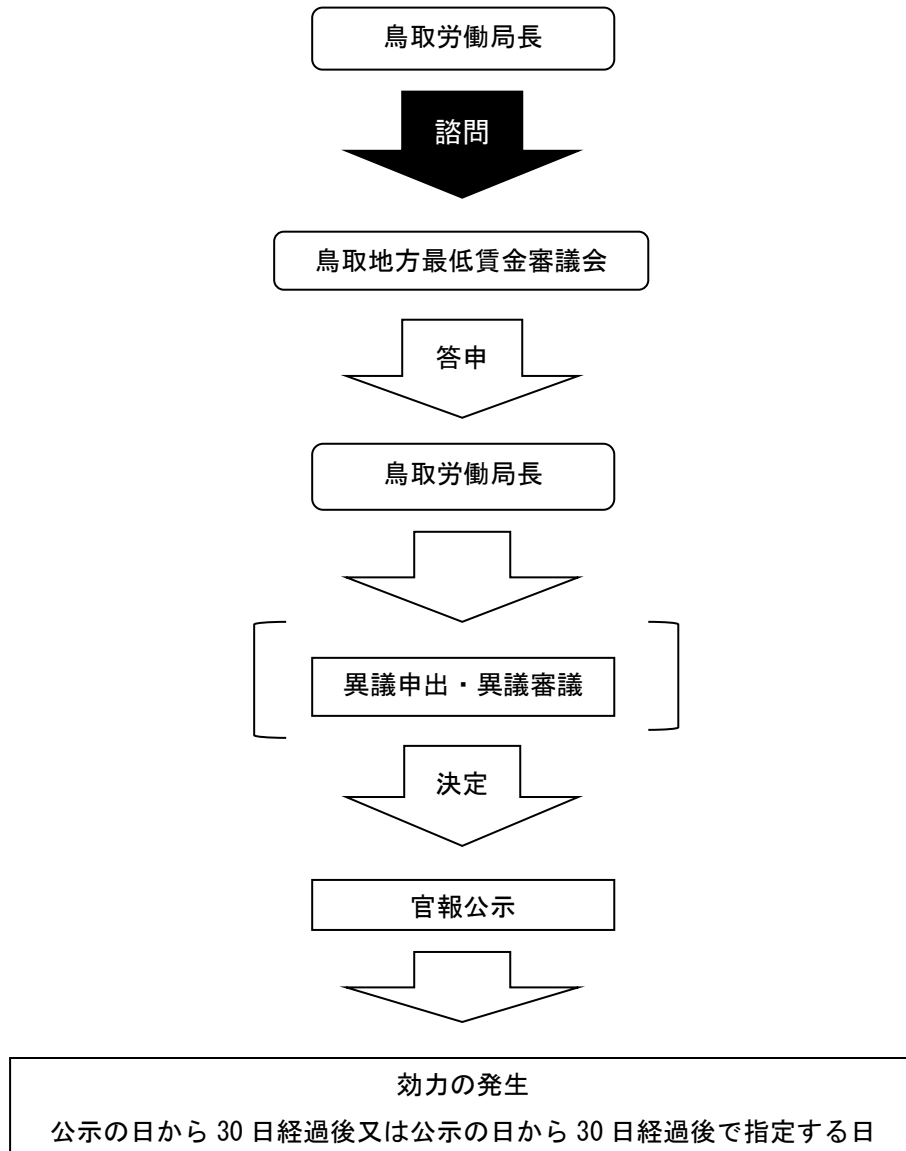
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
時間額	646円	653円	664円	677円	693円
引上げ額	4円	7円	11円	13円	16円
引上げ率	0.62%	1.08%	1.68%	1.96%	2.36%

【最低賃金の改正】

地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長が決定します。

特定（産業別）最低賃金については、関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会（又は中央最低賃金審議会）が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会（又は中央最低賃金審議会）の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長（又は厚生労働大臣）が決定します。

最低賃金の決定までの流れ



【最低賃金の周知広報】

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。

最低賃金は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、市町村広報誌、各種団体の機関紙などを通じてお知らせしています。